

## 四万十町教育委員会会議録（令和3年11月定例会）

1. 日 時 令和3年11月11日（木）午前9：00～午前10：40

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

### 3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 佐々倉愛

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 岡 英祐 副課長 東 孝典 係長 川下房代

教育研究所 所長 野村泰子

文化的施設整備推進室 室長 大河原信子 主査 西尾洋亮

主任 松下理恵

まちづくり推進室 主任 河原一郎

欠席者 教育委員 岡 澄子

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (佐々倉委員)

(4) 議題

①議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて

②議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて

③議案第3号 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

①令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について  
(四万十町版)

②文化的施設事業について

(7) その他

①第58回高南台地美術展の開催について

### 6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和3年11月定例会を開催します。

それでは、議事に入る前に、文化的施設におけるサービス計画の報告案件を取り扱

いたいと思いますので、推進室より説明をよろしくお願ひいたします。

(推進室より、協議事項 ①文化的施設事業について、説明する。)

教育長 : 文化的施設整備推進室からサービス計画の現在の素案、バージョン3について説明がありました。今日いただいたばかりですので、また、これについては持ち帰って時間のあるときに見ていただきたいと思います。サービス計画の内容の変更のところは黄色の帯を付けているところが文字等の一部変更されたというところと先ほど室長から説明してもらった一番最後の評価体系ですね。ロジックモデルによる評価体系、この表が新たに付け加わったというところでは、是非、サービス計画の本体の中身も見てください。なおかつ、評価体系、評価基準、評価指標的なところの基準にもなりますので、その辺も委員の皆さんに見ていただいて、次回の12月の教育委員会か、それまでにこの分野については何かやりたいですね。そこも調整をさせていただきたいと思います。何かご質問等あればお願いします。

浜田教育次長 : 別に時間を取るのであれば、アンケートの集計が終わった後がいいと思います。

教育長 : アンケートも含め、教育委員会とは別に文化的施設についての会議を設定できればと思いますが、アンケートがまとまるのはいつくらいですか。

西尾主査 : データの登録が終わって集計に入ったので、図書館の締め切りがまだ来ていませんので、図書館を除くのならですが。

教育長 : 次回の定例会が12月7日、議会の前になりますので、それ以前でどこか設定できればと思います。

大河原室長 : 次回に最終的にまとまった案の形でご提示することになるかと思っていますので、お時間取っていただけるようであれば、少し早めにしていただけるとありがたいです。

教育長 : 日程調整をさせていただきたいと思います。

(日程調整を行った結果、11月25日午前9時から開催することを決定した。)

教育長 : それでは、11月25日、9時からということで、少し前段で勉強会も含め、サービス計画のことで意見交換を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

教育長 : それでは、議事に従い会議に入りたいと思います。

日程4、議題に入りたいと思います。議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明提案のほうをお願いします。

(事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第1号について説明がありました。新4年生、新1年生の指定校区外就学の申請です。この件についてご質問等ありましたらお願ひをいたします。

横山委員 : 生年月日も珍しく同じ日で、間違いはありませんか。

教育長 : 生年月日が7月3日生まれということで、2人とも同じです。新1年生についても現在、●●●●保育所のほうに入所してるということもあって、兄弟児で●●●●、●●●●小学校の児童がますます少なくなります。

それでは、特にならぬようでございますので、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、保護者の申請どおり、教育委員会としても承認をさせていただきたいと思っております。これについて、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。これについても事務局より説明提案のほうをお願いいたします。

(事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : この児童については、現在も●●保育所です。議案第2号についても指定校区外就学の申請であります。新1年生で、保育所も●●保育所というところで、そのまま●●小学校に入学したいという希望です。この件について何かご質問等あればお願いいたします。

自宅から●●小学校までは、どれぐらいかかりますか。●●小学校であればスクールバスで行けますが、●●小なので保護者が毎日送って行くことになりますよね。

川下教育課長 : 20分だと思います。

佐々倉委員 : あまり変わらないと思います。

佐々倉委員 : ●●小も、今、保育所の年長が全員男の子なので、1人女の子がぽつんと、つらいんじゃないかなと思うところもあります。

教育長 : その辺もあるかも分かりませんが、保育所が●●なのでということです。それでは、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、は申請のとおり、教育委員会として承認をさせていただいてよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第3号 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱について、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いします。

(事務局より、議案第3号 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱について、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第3号について提案説明をさせていただきました。これまでの取扱要綱を学校教育施行令8条及び9条の部分を1つに取りまとめた取扱要綱とさせていただき、なおかつ、項目も追加もさせていただいたところです。新たに追加された、ナンバーで言えば9番、10番、13番、15番の追加もさせていただき、なおかつ柔軟に対応できるように添付書類等も修正もさせていただいております。

先ほどの議案第1号、第2号にもありました、就学指定校の変更は変更であります。要は区域外、市町村をまたがる場合に、その前段で、まず教育委員会で協議をするかどうかの協議もとかいうことで議論もありました。それは、施行令のほうに協議をするということが謳われてますので、その整理もした分での取扱要綱とさせていただいております。

横山委員 : 様式1号の内容は、区域外でもある、町内への学校へ来ていただく子どもさんについての承認ですね。出ていくのは協議して、相手の市町村のやり方もうちとは書類なども違うということですか。

浜田教育次長：相手のやり方によって、うちが回答する側になるので様式を送ってきたもので回答するということになるので、様式については両方に使えるもので、回答のところに丸をするというので取り扱いをさせていただきたいと思っています。

教育長：取扱要綱については、来年度4月1日からの施行ということですね。

浜田教育次長：来年度の4月1日からの就学分を使うということで、申請書等については事前に使えるように、16ページに規定をします。新たな様式で申請が出てくる場合もあります。また、告示ということで町民向けにお知らせをする前提で作成をしていますが、事務の取扱要綱なので内部規定というところで、そこは法制担当と詰めて、今の要綱については、16ページの3と4にありますように訓令という、教育長訓令という形で作成をします。今回はお知らせをするつもりで告示という形を取っていますが、法制担当のほうで訓令でもいいんじゃないかということになれば、ここは訓令に改めたいと思いますので、その点も合わせてよろしくをお願いします。

教育長：この件について何かご質問等あればお願いします。

横山委員：追加項目もあって、分かりやすくなってるんじゃないかなと思います。特別支援も具体的に書かれているので、事務担当の方が、やりやすくなっていけば、これでいいのではないかと思います。

佐々倉委員：裏面の続柄は、誰からの続柄なのかという、本人が親になっていたり子どもになっていたりするので間違えそうな気がします。

教育長：保護者も、両親がいる場合、どちらが。家族構成が。申請者から見た続柄ですね。

浜田教育次長：続柄、19ページにも20ページにも書くようにしていますが、同じ中身を書いてもらえたらと思っています。保護者を主にして、かっこ書きで長男とか次男とかって入れてもらうかどうかは検討します。

教育長：他、ございませんでしょうか。取扱要綱、内部規定的な事務の取扱要綱ですので、1本化して、なおかつ手続きがスムーズにいくような形で、教育委員会でも分かりやすい承認承諾の基準の項目を増やしていただいたところですが、説明にもありましたが、これについては、総務課の法制審査会等に諮って、字句等の修正等があるかと思えます。

横山委員：申請者については、以前から記入例なんかはあるんですよね。

川下学校教務課長：記入例は、特に用意はしてないですが、問い合わせがある時に対応しています。

浜田教育次長：この機会に作っておいたらどうですか。

横山委員：複雑な書類なら記入例があったほうが、申請者は書きやすく間違いも少ないように思います。

教育長：様式第1号については、記入例等も含め、申請者に分かりやすいものを作成していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。他、ございませんでしょうか。

それでは、議案第3号 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱について、ご説明提案させていただいたとおり制定をすることといたしますので、ご承認をお願いをいたします。

全委員：はい。

教育長：続きまして、日程5、協議事項はありません。

日程6、報告事項に移りたいと思います。報告事項 ①令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、四万十町版というところがあるかと思えます。その前段で、先ほど高知県版をお配りもしております。先月の19日、これも全国のメディアでも発表があったと思います。それ

に合わせて高知県版として令和2年度の結果を取りまとめたところです。不登校傾向の児童生徒が少し増加、低年齢化しているというところで。全国版は10月14日に発表がありまして、全国では不登校が前年度より8.2%増えているという状況もあります。昨年、2020年度ですのでコロナ関係の影響があったものと思われる。いじめの認知件数は、全国的には減っていますが、四万十町では、いじめの認知、確認というか、丁寧な見取りをしていただいております、増えている状況もあります。全国的には、いじめの認知件数は昨年、休校もあったか分かりませんが、7年ぶりに減少したというところです。深刻ないじめの重大事態も減っているというところですが、不登校の児童生徒が増加をしているという状況です。

高知県内の状況についても、先ほども申し上げましたが、その表にあるとおりでございます。30日以上欠席の児童、1枚目にあるとおり、増加傾向というところがあります。中学校においても長期欠席、不登校傾向の増加傾向が顕著に表れているという状況です。いじめ、暴力件数は小学校では減っておりますけれども、何らかの理由による長期欠席、不登校が増加をしているというところで、千人当たりでも高知県は上のほうになります。さらにその上を四万十町がいつている状況です。県については、また見ていただきたいですが、四万十町の状況について、学校教育課長のほうから説明をさせていただきます。

(事務局より、報告事項 ①令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、説明する。)

教育長 : 四万十町の状況の概要について報告させていただきました。小学校については、窪小、中学校についても窪中がほとんどですので、そこで生徒間同士のいざこざがあったということで、ここに上がっています。重大事案は、令和2年度もありません。令和3年度についても引き続き問題行動等があつて、同じように児童間との暴力行為的なところもありました。全部、窪小と、それについても引き続き継続して研究所も含めサポート的なところも入っておりますので、大きなことになってないですので、そこは少し安心はしていますが、子ども自体の将来を考えたときに効果的なサポートがうまくできてないところがありますので、その辺を引き続き対応していかなければならないと思います。

2枚目のいじめについては、昨年来からですが、いじめの定義、認知する側の先生方の見取りが丁寧にやっておりますので、すごく数字的に上がっていますが、即いじめにつながったという重大事案になった案件は見受けられていないけれども、児童生徒間同士の友達関係的なところとか、先生からいじめはないですけど、友達同士の関係性で少し問題が出ている子もいます。先生方はささいなことも見ていただいているという状況で、これだけの件数が上がってます。

それから、3枚目の不登校ですが、中学校に上がって新規の生徒もおります。千人当たりの不登校児童生徒数、全国が令和2年度20.5、高知県が25.2、これは全国1位です。ちなみに2番が北海道で、3番が島根だと思っておりますが、25.2をさらに四万十町は千人当たりでは上回っています。母数が少なくなっている関係で上回っている状況で、30日以上長期欠席、これについても、先ほど報告がありましたが、家庭の状況、子どもたちの特性等も考慮しないといけません、家庭の協力が得られてない事案もありますので、学校だけでは、到底難しい案件があります。学校の先生

方もそういう考えや家庭があること自体を、当たり前じゃありませんが、認識していただき対応をしていただき、その場合にも学校だけでは到底、情報も得られないので、教育研究所、福祉関係、保健師等々も一緒に入って支援会、ケース会を引き続き実施していただくようお願いはしていきたいというところです。

また、この児童生徒の問題行動とか生徒指導上の諸課題については機会あるごとに、報告もさせていただきます。本当にささいなこと、前兆を見逃さないように学校も気を付けていただいております。有効な手段的などころがなかなか打ち出せませんので、丁寧に保護者、子どもと対応をしていきながら進めていければと思います。この件については以上とさせていただきます。

続いて、7番その他 ①第58回高南台地美術展の開催について、事務局よりお願いします。

(事務局より、その他 ①第58回高南台地美術展の開催について、説明する。)

教育長 : 第58回高南台地美術展が明日から改善センターで開催されますので、機会がありましたら寄っていただきたいと思います。

それでは、日程の確認をしたいと思います。11月25日が文化的施設のサービス計画等々にかかる協議といいますか意見交換、定例の教育委員会が12月7日火曜日です。11月25日の案件についてはご案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。11月定例会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(閉会)

12月の定例委員会予定 令和3年12月7日(火)

教育長 : \_\_\_\_\_

署名人 : \_\_\_\_\_

